渡部通信より(「レイバーネット日本」ホームページからみられます)

本日（２月２日）、東京地裁で、▲ **根津さんと河原井さんの０８年事件（「君が代」不起立で共に停職６ヶ月処分)の結審**がありました。その中で二人の**意見陳述**が行われました。いずれもすばらしいものでしたので、以下にその全文を紹介します。是非お読みください。

（以下には、根津公子さんの証言の一部を掲載。この証言は松田の心情と重なります。）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

私が処分を重ね免職を覚悟しても「君が代」の起立・斉唱を命ずる職務命令に従わなかったのはなぜか、「OBJECTION HINOMARU KIMIGAYO」のロゴが入ったトレーナーを尾崎校長から着用しないようにお願いされたことに従わなかったのはなぜか等について、昨年 8 月 31 日付で提出した陳述書に当時の私の思いを詳しく述べました。結審にあたり、そのポイントを述べたいと思います。

まず、「君が代」起立・斉唱を命ずる職務命令に従わなかったことについてです。一言で言えば、「日の丸・君が代」について子どもたちが考え判断するに足る知識を与えずに、「日の丸」に正対し「君が代」を起立し斉唱するよう求めることは、教育に反する行為だと考えるからです。

それは、刷り込みや調教と呼ぶべき行為です。教育であるならば、子どもたちが知識や資料をもとに自分の頭で考え判断し、その上で行為を選択するよう教員は指導します。必要に応じて意見交換を行い、考えを深め合うよう指導します。「日の丸・君が代」をその例外にしていいはずがありません。

長い間、「日の丸・君が代」については人々の間に議論がありました。子どもたちの中にも、様々な理由から「君が代」の起立・斉唱はできない、したくないとの思いを待つ子が少なからずいます。そうした子どもたちの、思想良心の自由、信教の自由あるいは表現の自由を奪うことは、私には到底できませんでした。

最高裁判決は教職員については「起立斉唱を求める職務命令は憲法違反とは言えない」としています。それは裏を返せば、教職員ではない人たちに起立斉唱を強制することは憲法違反となるわけです。卒業式・入学式の練習や当日の式において、「君が代」の起立・斉唱はできない、したくないという考えを持つ子どもたちに起立斉唱を求めることは、実態として、その子どもたちの思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由を侵害します。

私が教員として「君が代」の起立・斉唱を率先垂範することによって、子どもたちに同じ動作をさせること、子どもたちの思想・良心の自由、表現の自由を侵害すること、ひいては「日の丸・君が代」を尊重するのが無条件に正しいことと思いこませることは、子どもたちと関わり合ってきた教員として、できることではありませんでした。それはしてはならないことと考え、「君が代」起立の職務命令に従わずにきたのです。この点を裁判官の皆さまにはご理解いただきたいと強く思います。

（以下、略）